



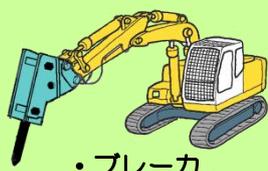
# 省令改正（解体用機械追加）にともなう 特定自主検査業務の対応について

省令等の改正の全般的な概要は厚生労働省作成のパンフレット「改正『労働安全衛生規則』が施行されます」をご参照ください。このリーフレットでは登録検査業者が**特定自主検査**（以下「**特自検**」という。）において**省令改正に対応するポイント**を解説します。

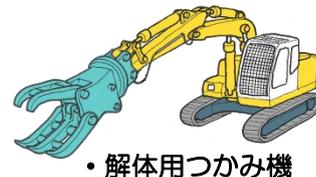
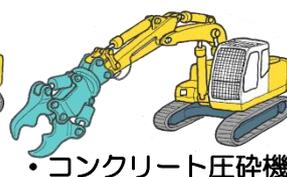
## ■ 特定自主検査対象機械の追加

平成25年7月より特定自主検査（以下「特自検」という。）対象機械の解体用機械に従来の「ブレーカ」に加えて「鉄骨切断機」、「コンクリート圧碎機」、「解体用つかみ機」の3機種（以下「追加解体用機械」という。）が追加されました。これらの機械は年に1回、**有資格者**による**特自検**を実施しなければなりません。（労働安全衛生規則 第167条、第169条の2）

### 解体用機械



### 追加解体用 機械



## ■ 追加解体用機械の**検査業者検査**を行うには？

### 1 業務規程をご確認ください。

検査業者としての特定自主検査は自らが定めた「業務規程」に基づき実施されるものです。したがって「追加解体用機械」に関する下記の事項について「業務規程」に追加しておく必要があります。

- a 検査料金・・・追加解体用機械に関する検査料金を設定し、業務規程の料金表を変更しなければなりません。また、変更した料金表は、依頼者に判るように検査事務所に掲示します。
- b 記録表・・・検査で使用する記録表を「業務規程」で指定していない場合は、変更する必要があります。

**業務規程を変更した場合は、遅滞なく所轄労働局長等へ変更報告をする必要があります。**

（労働安全衛生法 54条の3、登録省令 第19条の19）

### 2 検査員の特自検の資格をご確認ください。

すでに検査事務所に「車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用・掘削用及び解体用）」の検査業者検査員の有資格者が2名以上いる場合は、その検査事務所では検査業者検査が実施できます。

なお、建荷協（けんききょう）では特自検に関する法令改正内容の周知のための「実務研修『解体用機械（追加規制）コース』」を用意しました（詳細は裏面）。特自検有資格者の方は受講されることをお奨めします。

### 3 「追加解体用機械の検査記録表」及び「アタッチメント検査済シール」をご用意ください。

建荷協（けんききょう）では、「追加解体用機械の検査記録表」と「アタッチメント検査済シール」を頒布します。使用する記録表の組合せ等、詳細は裏面をご参照ください。

### 4 解体用機械の使用者に対して省令改正を周知くださるようお願いします。

追加解体用機械は、いままで特自検対象機械ではありませんでしたので、これらの機械をお使いの方々に対しては、今回の省令改正について周知していくことが必要です。そのため、建荷協作成のリーフレット「解体用機械をご使用のみなさまへ」を活用していただくとともに、省令改正の内容全般については厚生労働省作成のパンフレット「改正『労働安全衛生規則』が施行されます」を活用してください。なお、これらの資料は、建荷協ホームページ（<http://www.sacl.or.jp/>）よりダウンロードすることもできます。

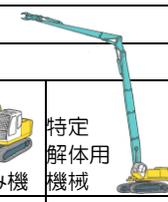
## ■ 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（略称「建荷協（けんにきょう）」）の動き

建荷協では、省令改正に対応し、「実務研修『解体用機械（追加規制）コース』」の開発、「特定自主検査記録表」および「アタッチメント検査済シール」の作成を行っております。

### ● 実務研修「解体用機械（追加規制）コース」

車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）の特定自主検査の検査者資格をお持ちの検査者の方を対象に、追加解体用機械の労働安全衛生規則及び特定自主検査指針の改正、検査方法等について実務研修を行います。実務研修の開催予定については最寄りの建荷協支部へお問い合わせいただくか、建荷協ホームページ（<http://www.sacl.or.jp/>）でご確認ください。

### ● 特定自主検査記録表 追加解体用機械に対応した検査記録表を用意しました。

装着するアタッチメントに応じて記録表を組み合わせ使用してください。	頒布価格（税別） 会員 610円 一般 910円					
	建設機械		解体用機械			
			追加解体用機械			
						
	ドラグ・ショベル	ブレーカ	鉄骨切断機	コンクリート圧砕機	解体用つかみ機	特定解体用機械
SR-EHC-01 油圧ショベル（加ラ式） 1	○	○	○	○	○	○
SR-EHC-02 油圧ショベル（加ラ式） 2	○	○	○	○	○	○
SR-ZC -03 補修措置	○	○	○	○	○	○
新 SR-EB -01 ブレーカ		○				○
新 SR-ETC-01 鉄骨切断機等			○	○		○
新 SR-ENG-01 解体用つかみ機					○	○
新 SR-EL -01 安全装置・ブーム等						○

### ● アタッチメント検査済シール

「アタッチメント検査済シール（以下「シール」という。）」は、特定自主検査を実施した解体用機械のアタッチメントに貼付し、検査を実施したことを証するためのものです。

このシールの貼付に法的義務はありませんが、望ましい取扱いとして厚生労働省から下記要請を受けているものです。特自検実施時に依頼者へ貼付についての理解をいただく必要があります。

検査完了後、依頼者に「記録表」、「特定自主検査済標章」と一緒に本シールを渡してください。

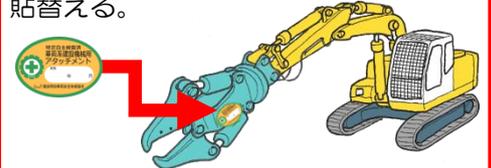
注）この件は、解体用機械のみならず、取替え可能なアタッチメントを有する車両系建設機械にも適用されます。

リーフレット「アタッチメント検査済シールのご案内」等を利用して解体用機械を使用している方へもPRをお願いします。

#### アタッチメント検査済シール

事業内検査、検査業者検査共通  
大小2種類あり

特定自主検査実施年月を記入し、アタッチメントの見やすい箇所に貼付する。汚損・破損の都度検査実施時期を確認して貼替える。



大 BP-KC-01

小 BP-KC-02

頒布価格（税別） 大小とも一枚  
会員 50円 一般 100円

厚生労働省通達 平成25年6月3日付 基安発 0603 第1号

「解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について（要請）」の別紙「要請事項」より抜粋

#### 2 車両系建設機械を使用する事業者の団体の取組

会員事業場が、改正された労働安全衛生規則等の遵守に加え、次の安全対策を実施するよう周知啓発を行うこと。

- (4) 1年以内に行う定期自主検査（特定自主検査）を実施した車両系建設機械については、当該検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならないが、**取替え可能なアタッチメントにも、当該検査を実施したことを証するシールを貼るよう努めること。**

■ 「検査記録表」および「アタッチメント検査済シール」のご購入は最寄りの建荷協支部へお申しつけ下さい。

お問い合わせ先